

## 仕様書

### 1. 業務名 宮古島市地産地消ブランド制度検討等委託業務

#### 2. 目的

宮古島市においては、多くの観光客が訪れているものの、地産食材や地場産品（土産等）の多くを域外から調達しており、地域経済への波及効果に課題がある。他方、観光客や地域住民などの消費者は、地産食材や地場産品へのニーズが高いことから、地産食材や地場産品であることを消費者に伝えることで、選ばれる仕組みづくりを行う。食品製造事業者や飲食店等が積極的に地産食材を活用するインセンティブを創出することで、生産者を含め、市全体で地産地消を推進していく体制づくりを行うことが重要である。

地産食材や地場産品の情報を発信・伝達していく上では、個々の事業者がそれぞれに PR するよりも、地域一体となって情報発信していくことがより効果的であることから、地産地消ブランドの仕組みづくりについて、検討することを本業務の目的とする。

### 3. 委託期間 委託契約締結日の翌日～令和5年2月28日

#### 4. 業務内容

本業務は、公募型プロポーザル方式にて受託事業者を選定することから、具体的な内容については、提案に基づいて協議・決定するが、市として想定する業務を例として以下の通り提示する。

- (1) 関係者の意見収集・集約
- (2) 地場産品を認証する制度の検討
- (3) 制度の運用体制構築
- (4) ロゴマーク等のデザイン開発
- (5) 今後の課題整理と報告書の作成

#### 5. 成果物

成果物としては、印刷物の報告書2部及び電子媒体の報告書1部を提出すること。

#### 6. 知的財産の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である宮古島市に帰属する。

納品物の情報については、調査業務後に様々な形で活用する可能性があるため、第三者の情報を活用する場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記すること。

#### 7. その他留意事項

- (1) 委託業務の対象経費は、次のとおりとする。

- ①人件費

- ②直接経費（報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
  - ③一般管理費（原則として（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とし、合理的・客観的に必要性を示すことができる場合に限り、10%を超えた比率について、協議に応じる。
  - ④消費税
- (2) 本業務は、概算契約にて実施する。
  - (3) 受託者は、業務の遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
  - (4) 本業務の契約にあたっては、企画提案の採択後、契約に向けた協議を行い、本仕様書と企画提案内容を踏まえて、実際の業務内容を確定する。

以上